

令和5年度平内中央病院新改革プラン推進委員会会議録（書面開催）

日 時 令和5年12月15日（書面開催）

出席者 委員8名 事務局2名（資料配付により対応）

会議概要

- 1 管理者挨拶（書面開催のため省略）
- 2 委員会所掌事項及び委員紹介
 - (1) 平内中央病院新改革プラン推進委員会について
資料により確認（委員各位）
 - (2) 委員紹介
資料により確認（委員各位）
- 3 議題
 - (1) 会議の公開について
委員各位より回答書で会議録の公開について賛同を得た（反対なし）。
 - (2) 新改革プランの評価について
資料により確認し、回答書で質疑・意見等を提出（委員各位）

質疑・意見等

委員A：点検・評価の概要（資料）の「1、⑥住民の理解のための取組」に関連して、レスパイト入院の内容や利用意義を町民に周知することで、利用したい家族は増加すると思われるがどうか？

事務局：町の広報誌やホームページなどの媒体を通じて、さらなる周知に努め、潜在的なニーズの掘り起こしをおこなうことで、在宅療養している患者ご家族の負担軽減や病院収益の向上に繋げていきたいと考えております。

委員B：点検・評価の概要（資料）の「2 医師・看護師等の確保と働き方改革の推進」に関して、各種メディア等で「医師の働き方改革」について目にするところがあるが、平内中央病院に関してどういった影響があるのか？また、令和4年度の実績の話ではないが、青森労働基準監督署から「宿日直の許可」を得たとの記載がある。これにより平内中央病院ではどういった効果が得られ、何ができるようになるのか？

事務局：働き方改革の推進として、令和6年4月から医師の時間外労働の上限規制

がスタートしますが、当院に影響がある主な事項としましては、①連続勤務時間上限が 32 時間→28 時間に変更になる点と、②日勤開始から 46 時間以内に 18 時間の連続した休息時間を確保しなければならない点の 2 つがあります。例えば、①では常勤医が、外来日勤（7.75 時間）後に宿直（15 時間）し、翌日外来日勤（7.75 時間）すると、計 30.5 時間となり、規定の 28 時間を超過するといったケースが想定されます。②では（弘大などの）外部の医療機関から宿直医師を派遣してもらう場合に、当該派遣医師が休息時間を確保できず宿直翌日の外来勤務ができなくなる可能性があるため、外部の医療機関から派遣を断られるリスクが生じます。このように現状の診療体制維持へ大きな影響を及ぼすことから、当院では「宿日直の許可」を得ることが重要となります。

労働基準法では、常態としてほとんど労働することがない宿直又は日直の勤務で断続的な業務（いわゆる「寝当直」にあたるような業務）については、労働基準監督署長の許可を受けた場合に労働時間規制を適用除外とする定めがあり、このための許可を「宿日直許可」といいます。許可が下りると、宿直時間の 15 時間は労働時間規制の対象外となるため、連続勤務として扱われず、当院においても前述の①や②のケースを回避することができることから、これまで通りの勤務形態が継続可能となる見通しです。

委員 C：点検・評価の概要（資料）の「2 医師・看護師等の確保と働き方改革の推進」に関する補足事項として、当院の看護部門では、①専門職としての有資格者を計画的に増やす、②青森県立保健大学看護学科における地域定着枠の取組に、連携病院として協力・活動する、③他大学等の就職説明会等にも参加し人材確保に努めるといったこともおこなっています。併せて、医師のタスクシフトの一環として、看護師特定行為（栄養と水分管理に係わる薬剤投与関連）修了者 3 名が在籍していることで、在宅診療や病棟患者に対する異常の早期発見や業務効率の向上に寄与しています。

委員 A：点検・評価の概要（資料）の「4 新興感染症に備えた平時からの取組」に関連して、ワクチン接種に関する運用を他の医療機関のようにスムーズにできるよう検討してはどうか？

事務局：ワクチン接種に関する接種体制や具体的な運用について、特に新型コロナウイルスワクチン接種においては、これまでも町健康増進課等と協力し、随時ブラッシュアップしながら実施してきたところですが、他の医療機関での工夫や成功例などは当院でも導入を検討したいと考えております。一方で、同接種に関しては、当院と他の医療機関とでは、接種人数の規模や時間的な制約等の条件が異なり、一律に運用することが困難なケースもありますので、ご不便をおかけしま

すがご理解とご協力をお願いします。

委員C：点検・評価の概要（資料）の「4 新興感染症に備えた平時からの取組」に関する補足事項として、当院では、感染管理認定看護師を育成しています（令和5年12月末時点で認定審査合格）。これにより新興感染症へのさらなる体制強化が図られています。

総合評価

令和4年度においては、新型コロナが収束しない中、二度の院内クラスターを経験し、新型コロナに対する感染（拡大防止）対策と診療体制の維持確保に努めつつ、健全な病院経営にも注視しなければならないという難しい状況にあったかと思う。令和3年度に比べ、純利益は少なくなったものの、病床利用率は伸ばしており、病院としてできる限りのことはおこなっている点は評価できる。また、訪問診療・介護・リハや健康・医療相談件数については、コロナ禍の厳しい状況にあっても、目標値を上回る実績となっており、患者や家族のニーズに合わせた体制を病院が整え、対応している結果かと思われる。

一方で、繰出基準に則ったものではあるものの、一般会計から多額の繰入金投入して運営していること、ウィズコロナの段階における医療機関としての方針や在り方をどのように考えていくのか、長引く物価高騰の影響をどのように切り抜けていくのかなど、今後も難題が山積しているかと思われることから、より一層、町民に信頼される地域の病院づくりに励みつつ、この難局を乗り切ってもらいたい。

署名委員

大木 要

署名委員

木下 孝子